

# エース協同組合監査実施要領

令和5年12月20日

エース協同組合

「外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律」第39条第3項の規定に基づき監理団体が行うべき法定監査に関し、その実効性を確保するとともに、適正かつ円滑な実施を図ることを目的として本要領を定める。

## 記

### 1 監査体制

#### (1) 監査担当責任者の配置と責務

- 1 事務局長は、配下職員の中から監査実施計画の策定等に当たる監査担当責任者を指名する
- 2 監査担当責任者は、実習実施者に対する定期監査実施計画を策定し、その進捗状況の管理および監査結果の検証に当たるとともに、監査報告書を取りまとめ、外国人技能実習機構に対する必要な報告を行う
- 3 監査担当責任者は、監査が円滑に運ばれるよう、予め企業担当者に対し実施計画と報告期限を示すとともに、監査の実施に当たり必要な助言と指導を行う

### 2 企業担当者の責務

- 1 企業担当者は、上記1の年間実施計画に沿って適正な監査を指定期限内に実施し、その結果を監査担当責任者を通じて事務局長に速やかに報告しなければならない
- 2 企業担当者は、必要に応じて監査に通訳を同席させることができる
- 3 実習実施者の都合等により、当日中に監査を終了させることができない場合、企業担当者は複数回以上、実習実施場所、宿舎に赴き所定の監査を行わなければならない
- 4 監査は、実習生に対して行う定期訪問指導と併せて行うことを可とする

### 3 監査の手順

#### (1) 事前準備

企業担当者は、予め実習実施者に対し監査期日を通知し、関係帳簿書類の準備など、その他必要な協力体制を行った上で実地監査を行うものとする。

## (2) 実施要領

企業担当者は、以下の手順と方法で監査を行い、その結果については、法定様式書（監査報告書および監査概要書）、当組合様式のチェックリストおよび技能実習日誌の写し、認定計画の履行状況に係る管理簿の写し、賃金台帳の写し等、勤怠管理簿の写し等、年次有給休暇管理簿の写し等の資料を添え、速やかに監査等担当責任者に提出するものとする

- 1 対象となる実習実施者に対し、3カ月に1回以上行うこと
- 2 実地検査による方法で行うこと
- 3 技能実習責任者、技能実習指導員および生活指導員と面談し報告を受けること
- 4 実習機関に所属する実習生人数の4分の1以上と面談すること
- 5 技能実習が行われている事業所の設備を確認し、かつ、技能実習法令で定められている事業所に備え付けられている関係帳簿の整備状況を確認すること
- 6 実習生の宿泊施設、その他実習生の生活環境を訪問にて確認すること
- 7 実習生の実習実施場所や宿舍内部を監査訪問ごとに写真撮影し、関係資料の収集に努め事務局長および監査担当責任者に提出の上、保管すること
- 8 実習生に対する待遇に関する事項については、実習実施者に対し、予め、監査実施月前2カ月間の賃金台帳の写し等、勤怠管理簿等の写しおよび、年次有給休暇管理簿の提供を求め、その受給状況について事前点検を行うこと
- 9 前回監査時に指摘事項があった場合には、その改善状況を確認し、監査担当責任者および事務局長に直ちに書面にて報告すること

## 4 監査報告等

- (1) 監査担当責任者は、企業担当者から監査終了報告を受けたときは、その内容を点検の上、事務局長の承認を得て外国人技能実習機構に報告するものとする。
- (2) 監査担当責任者は、技能実習計画に従って技能実習が行われていないこと、または出入国管理及び難民認定法、または労働関係法令に関し、不正または著しく不当な行為が行われている疑いが濃厚であると認めた場合には、遅滞なく事務局長に対し報告するものとする
- (3) 監査担当責任者は、改善すべき事項を認知した場合には、事務局長の承認を得て指導事項に係る書面を作成し、技能実習責任者に交付するものとする。
- (4) 特別監査の実施

事務局長は、上記3（2）、または（3）に該当する旨の報告を受けた場合には、代表理事に報告するとともに、（2）該当の場合には、特別チームを編成するなど必要な体制を組み、該当実習実施機関に対する特別監査を速やかに実施し、その結果を代表理事に報告しなければならない。

附則

本要領は、令和5年12月20日から実施する。